

ハンガリー共和国首相  
オルヴァン・ヴィクトル首相閣下

## 新政府への政策提言（仮訳）

2010年7月1日

ハンガリー日本商工会理事長

新政府の樹立に際し、日本商工会を代表し、お祝い申し上げます。

ハンガリー日本商工会は前政府時代より、定期的に投資環境の改善のための政策提言を行ってきました。

首相閣下。閣下は雇用の創出によるハンガリー経済の活性化を第一の目標にあげておられます。当地に進出している日本企業もまた、事業を拡大し、雇用を増やしてハンガリー経済の発展に貢献できるものと考えます。新政府の樹立にあたり、日本商工会加盟各社が抱えている諸問題を明らかにし、貴政府とともに問題解決の方法を探り、ハンガリー経済の発展とともに歩調を合わせていきたいと考えます。このような観点から、以下に我々の諸問題を明らかにし、我々が考える解決の方法を示し、それを土台に関係省庁との協議を進めたいと考えます。

首相閣下におかれては、日本企業が抱える主要な問題の所在を理解され、その解決に向けて、適切なご指示を関係機関に下されることをお願いする次第です。

### 1. 財政規模の縮小、実質個人所得の拡大、公共企業体の経営改善

ハンガリー経済の特徴は、財政規模の対GDP比率がきわめて高いところにある。再分配率の高さはチェコ、ポーランド、スロヴァキアと比べても突出しており、この高い再分配率を賄うために、高率の所得税や付加価値税の維持が不可欠になっている。このため、勤労者の可処分所得が著しく低く押さえられている。政府がGDPの過半にたいする処分権を有する限り、国内消費者市場の発展は見込めず、それが国内事業者の育成を妨げる大きな要因になっている。財政規模の縮小はハンガリーの国民経済の発展にとって、不可欠の条件であり、我々はそのために、以下のことを提言したい。

(1) 省庁における補助金および委託・顧問契約による支出内容を徹底的に洗い出し、不要不急な予算支出を徹底して削減する。

(2) 地方自治体および公共企業体の資金管理ならびに経営について、抜本的な施策を打ち出し、公金の無駄遣い・公金横領のような腐敗を徹底して除去する。

(3) 賃金労働者の税および社会保険負担は重く、これに付加価値税を考慮すれば、ほとんどの勤労者の実質可処分所得（粗賃金から所得税、社会保険、付加価値税を控除した残額）

は、粗賃金の4割～6割になっている。国が個人からこれほどの税を徴収すれば、国内消費市場の拡大も家計貯蓄の増加も見込めない。国内事業者に基礎をおく国民経済を発展させるためにも、所得税率および付加価値税率の抜本的見直す。

(4) 企業の社会保険負担を削減し、企業の活力を高める。

(5) 中央・地方政府および公共企業体における公開入札において、透明性の高い、厳正で公正な手続きを実現するように対策を講じる。

以上の政策を実現する第一歩として、低所得者の税負担の軽減の方策を速やかに実行されたい。年収360万Ft以下の所得者に、名目年収の7割程度の実質可処分所得が確保されるように税体系を改訂することを提案する。そのために、所得税体系を見直し、合理的根拠を欠く「スーパー・グロス化」を可及的速やかに廃止し、付加価値税率を引き下げたい。併せて、企業の社会保険負担27%を軽ずる方策を実行されることを提言する。

## 2. 労働に誇りを持ち、労働の質を高める－労働者保護と労働倫理の両立

東西の経済格差が厳然として存在する現在、先進国経済を追いかけるハンガリーは、西側諸国を凌駕する高い労働倫理と勤勉さ維持し、速やかに先進市場国への移行の道を進むことが最重要な課題になっている。その実現のために、労働倫理を高め、労働の質を上げることが不可欠である。しかるに、ハンガリーの日本企業にとって最大の問題は労働者の労働倫理の低さである。旧体制の労働者保護制度が大きな改革を加えられることなく維持されてきたために、労働者保護制度が労働倫理を貶めるような悪用事例が頻発している。たとえば、現在のハンガリーの種々の休暇制度には合理性と公正さを欠く問題が内在しており、それが怠業とみなされる行動様式を惹き起こしている。公平で公正な休暇制度を確立し、国の発展に不可欠な勤勉さと労働倫理を確立することが不可欠である。また、女子労働者の保護が就業率の低下を引き起こさないような施策を講じることも緊急の課題になっている。新政府が企業活動を活性化し、雇用を飛躍的に拡大することを最大の目標とするならば、労働者保護と労働者倫理の両立のために必要な施策を講じるべきと考える

(1) 有給休暇は遂行された労働に比例するものでなければならない。有給休暇は遂行された労働にたいして与えられるべきである。現在の制度は、労働遂行者も休業者も同等に扱っているために、労働倫理を損ない、公正で合理的な労働遂行の妨げになっている。育児休暇や病気休暇にあった者は、非就業状態にあった者として扱うべきではないだろうか。社会保険で休職状態にあった期間分を、期間比例的に年次有給休暇数を減じるべきである。

(2) 現在の制度によれば、有給休暇数は自然年齢にしたがって増加し、実務経験とは無関係に規定されている。この制度には経済的合理性がない。実際の労働経験（勤務年数）に応じて増加する制度に変更すべきである。

(3) ハンガリーでは会社は15日間の病気休暇を与えなければならない。これによって、事実上、年次有給休暇は15日増えることになり、もしすべての従業員がこれを消化した場合、会社には慢性的な労働力不足が生じ、週労働日は5日ではなく、4日になってしまう。

このような勤務慣行は経済発展の加速を必要とする国民経済において、誠実な労働規律や動労倫理の形成を促進するだろうか。明らかに、否である。この点からも、病気休暇取得の乱用を戒める措置をとるべきである。

(4) 古い育児休暇制度（GYES）の再導入を考える前に、企業の現状と国の将来の両方を見据えた施策が必要であると考ええる。

a. 日系製造業における育児休暇取得率は、全従業員のおよそ1割である。ほとんどの育児休暇取得者は、育児休暇明けにすぐに年次有給休暇をまとめて取得し、その後に会社を辞めるという行動様式をとっている。また、長期にわたって育児休暇にあった者の多くには、労働意欲や労働の質の低下が観察される。育児休暇をとった女子就業者が結局のところ仕事を辞めてしまう。これは当該従業員にとっても企業にとっても望ましいこととは言えない。GYED/GYES 制度にもかかわらず、あるいはそれが抱える欠陥のために、企業にとっても無駄な経費を生み、他方で就業率が下がるという問題をひき起こしている。

b. 育児休暇からの労働復帰にあたって、労働復帰の条件や安心して労働できる環境を作ることの方が、より重要なことだと考える。したがって、国が GYED/GYES 条件の変更ではなく、たとえば企業内に設置される託児所を補助すれば、就業率の増加、したがって国民経済の発展により大きな効果が生まれると考える。

c. このような視点から、我々は現行の育児休暇制度（2年）を維持されることを望む。さらに、現在の GYED 制度のいくつかの規定の改正を提案したい。たとえば、職場復帰において、出産前の労働契約遵守や GYED 休業期間中の給与引上げ義務を廃止していただきたい。現代の市場経済において新製品・サービスの開発・販売期間は著しく短縮されており、何年も職場を離れていた従業員が即座に原職に戻れる環境にはない。職場復帰者に適切な職場や労働形態が検討されるべきであり、それは当然のことながら、以前とは異なる労働条件や賃金（賃金を含む）にならざるを得ない。出産前の労働契約の保持や育児休暇期間中の賃金引上げを定めた規定には現実的な根拠がない。新たな仕事に応じた労働契約（労働契約の修正）を締結できる弾力的な余地を。企業に持たせるべきである。

### 3. 地方自治体の税制の合理化、住民・企業へのサービス向上、官庁の官僚主義の廃絶

地方自治体は日本企業の誘致に熱心であるが、誘致した以降のアフターサービスはほとんどないに等しい。言うまでもなく、地方自治体は権力機関ではなく、住民の自治組織という原則で機能しているはずである。しかるに、自治体の各機関はあたかも企業監視の権力機関のように振る舞い、税や罰金をとることに熱心ではあっても、企業と共存して地域の発展を推進するという意識に著しく欠ける。企業とともに町を発展させるという意識や姿勢が重要である。それなしに、企業を誘致することは難しい。地方自治体の官僚主義を徹底して排除し、住民本位・地域に根ざした企業活動の擁護を徹底していただきたい。

(1) 各種行政機関（消防署や建築課）が突然に会社を訪問して検査を実行し、規則違反を見つけて罰金を取るという慣行は是非、改めていただきたい。まず、事前の行政指導、な

らびに事前の通知を徹底すべきである。

(2) 多くの役所では現在もなお多くの部署で、簡単な手続きに長い順番待ちや行列がある。にもかかわらず、それを当該部局の権威の誇示のごとく、待機時間の短縮に努力しないのは、前体制時代から維持されている官僚主義である。各種公的手続きにおける形式主義や官僚主義を排除していただきたい。あたかも、許認可によって住民や企業の生殺与奪権を握っているような状況を排除していただきたい。現在も簡単な事務手続きだけでなく、建築許可などの部局や担当者は大きな権限をもっており、それが腐敗をひき起こす要因にもなっている。待機時間や行列が長いところではどこでも、公務員の業務上の不正行為がみられる。

(3) 各地方自治体は種々の地方税を導入しており、その幾つかには合理性の乏しいものがある。たとえば、各自治体には建物税のような事実上の不動産税が存在している。しかし、前政府はこの地方税とは別に、国税としての不動産税の導入を図ろうとした。地方税としての建物税を維持したまま、不動産税という国税をかけるのは、当座の増収だけを考えたその場凌ぎの政策である。

(4) 自治体によっては、たとえばガレージ税のような理解不能な税も存在する。これはガレージ所有者を罰するものであり、ガレージ税を課する慣行はきわめて時代遅れだと考えである。他方で、公道をガレージ代わりに使用している市民からわずかな年間使用料しか徴収しないのは、ガレージを保有する市民との公平さ著しく欠くものと言わざるを得ない。この税は合理的で公平なものと言えるだろうか。ガレージ税を支払わなければならないのは、公道をガレージとして利用している人々なのではないだろうか。

(5) EU加盟に際し、地方事業税の合理性をめぐって大きな議論がわき起こった。それゆえ、歴代政府はこの税を不動産（固定資産税）税に代え、地方自治体の財政基盤を整えることを構想した。ところが、前政府は地方事業税を残したまま、不動産税の導入を図ろうとした。我々は国税と地方税との整合性の確保や、地方自治体の財源の再考が必要だと考える。

#### 4. 派遣駐在員の社会保険制度の改善

当国の社会保険負担は軽いとは言えず、本社から派遣する駐在員の経費を重くしている要因の一つである。しかも、日本からの派遣駐在員は本国でも健康保険料と年金負担を支払っており、会社および本人にとっても二重払いという性格をもっている。負担の軽減あるいは二重払いの解消を目指して、政府間協議の迅速化をお願いしたい。政府間合意に至る前においても、以下の措置を検討していただきたい。

(1) 派遣駐在員が日本へ最終的に帰国する際には、速やかに支払った年金の還付を行う。日本ではハンガリー人の就業者にたいして、支払った年金の還付を行っており、速やかに相互措置をとっていただきたい。

(2) 日本からの派遣駐在員のほとんどは、非常に高額な健康保険料を支払っているが、扶

養家族には別途健康保険料の支払いが要求されている。一定額の健康保険料（たとえば年間 60 万 Ft 以上）を収めている派遣駐在員について、扶養家族の追加負担を廃止していただきたい。

## 5. 派遣駐在員の社会生活環境の改善

日本からの派遣駐在員は所得税や社会保険料、付加価値税や地方税の支払いを通して、国家や地方自治体の財政にそれなりの貢献を行っている。しかし、その高額負担にふさわしいサービスを受けているとは言い難い。この社会生活環境の改善も企業誘致の重要な要件である。

(1) 駐在員にハンガリー人と同様の保険証カードを発行すべきである（現在は 1 年ごとに更新する大きな紙）。このため、多くの日本人ビジネスマンはこのカードを携帯しておらず、以下の(3)に記した理由によっても、実際にハンガリーの公的医療機関で診療を受ける人はごく少数にとどまっている。

(2) 駐在員にハンガリー人と同様の居住証明カードを発行すべきである（現在は大きな紙）。

(3) 一部の例外を除き、ほとんど診療所や病院では外来患者を受け付ける窓口がなく、外国人が診療を受けるのがたいへん難しい状況にある。ハンガリーでは患者が医師の部屋の前に自主的に集合するという方法が一般的で、患者を受け付けるシステムが存在しない。このシステムの中で、外国人が診療を受けるのは至難の業である。そのため、多くの派遣駐在員は高額な健康保険料を払いながら、それとは別に任意医療保険に加入し、民間の医療機関で診療を受けるのがふつうになっている。担当医師の部屋の前で、受付なしで待機するのは、前時代から続いている医師本位の、患者の便宜を一切顧みない時代遅れのシステムである。可及的速やかに、各種病院において外来患者を受け付ける体制を整備し、外来患者の診療を迅速に行うシステムを構築していただきたい。患者に優しい、文明的で文化的な医療システムを築いていただきたい

(4) 一部の行政機関では住民サービスの受付け番号札の発行を制限し、長い行列に並ぶことを余儀なくされている。体制転換から 20 年を経過した現在でもなお、多くの地方行政機関や国家行政機関において、住民を長時間行列させることを平気で行っている機関が多数存在する。このような役人の都合だけを考えた不合理なシステム（役人主権）を改めるように、厳格に指導していただきたい。このような官僚主義を排除するために、政府の機関が住民から苦情を受付け、当該自治体や行政機関を指導する政府窓口を構築していただきたい。

以上の提案につき、可及的速やかに管轄省庁に検討の指示を下され、今後の協議が有益なものになるようお願いしたい。